

# 1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月18日（水）午前10時～10時17分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室  
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 伊藤 多美恵、河崎 貫一郎、村田 信男、内山 信行、  
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、野村 文雄、  
関谷 利彦、田中 修、河村 守浩、富永 茂巳・・・（15人）
4. 欠席委員 磯部 恵子、正司 浩幸、大草 知子・・・（3人）
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 付議事項  
議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について  
第3 報告事項  
報告第1号 農地法施行規則第29条に該当する転用届について  
報告第2号 農地所有適格法人報告書について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議長： 定刻になりましたので、1月の定例総会を始めたいと思います。  
開会に先立ち、新年のあいさつをさせていただきます。皆様明けましておめでとう  
ございます。本年もよろしく申し上げます。  
本年は兎年ということで、飛躍の年といわれています。また、委員の改選の年  
でもあり、先日地区協議会でもお話ししましたように、農地の整理を進めていき  
たいと考えていますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。  
それでは、総会を始めます。事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は15人です。  
本日の議事は、議案第1号から第4号までの付議事項34件及び報告事項2件  
です。  
以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中15人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。厚東地区の関谷委員、楠地区  
の村田委員をお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第1号については、143番、156番、157番、158番に訂正表のとおり訂正があります。  
議案書1ページ上から1番目から4番目までの旧市地区の議案、140番から143番までの4件について説明します。  
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市の伊藤委員、何か問題はありませんか。

伊藤委員： 問題ありません。

議 長： では採決に入ります。旧市地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、140番、141番、142番、143番は、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書1ページ下から2番目から2ページ上から4番目までの厚南地区の議案、144番から149番までの6件について説明します。  
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の6件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南の河崎委員、何か問題ありませんか。

河崎委員： 問題ありません。

議 長： では採決に入ります。厚南地区の6件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、144番、145番、146番、147番、148番、149番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書2ページ一番下から3ページ上から3番目までの東岐波地区の議案、150番から153番までの4件について説明します。  
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 東岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： (私が所属する)東岐波地区としては、問題ありません。  
採決に入ります。東岐波地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、150番、151番、152番、153番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書3ページ下から2番目から4ページ一番上までの西岐波地区の議案、154番から156番までの3件について説明します。  
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区の村田委員、問題ありませんか。

村田(信)委員： 問題ありません。

議 長： では採決に入ります。西岐波地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、154番、155番、156番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書4ページ上から2番目の厚東地区の議案、157番について説明します。  
本件について、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚東地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区の河村委員、問題ありませんか。

河村委員： 問題ありません。

議 長： では採決に入ります。厚東地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、157番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は4ページの一番下の楠地区の議案、158番について説明します。  
本件について、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 楠地区の本件について、質問、意見等ありますか。  
(質問、意見なし)

議長： 楠地区の阿部委員、問題ありませんか。

阿部委員： 問題ありません。  
(質問、意見なし)

議長： では採決に入ります。楠地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、158番は許可します。  
次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は5ページ、農地法第3条の許可申請、小野地区の議案29番について説明します。訂正表のとおり訂正があります。  
本件について、事前質問はありませんでした。申請内容は議案書に記載のとおりです。事務局で申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

伊藤委員： 申請事由に「贈与」となっていますので、耕作を続けられないから譲られるのだと思いますが、譲られた方は若い方ですか。

事務局： 申請書の「農作業に従事する者の状況」欄には46歳と記載されています。

議長： では採決に入ります。本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、29番は許可します。  
若い方が農業をされることは良いことです。  
次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は6ページから8ページ、74番から86番までの13件あります。  
86番について、訂正表のとおり訂正があります。  
いずれの議案も、事前の質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページから14ページです。

本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。  
厚南、二俣瀬、船木の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。

本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。

付議事項は終わりました。次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明します。

報告第1号、議案書は15ページです。

農地法施行規則第29条に該当する転用について、厚南地区及び西岐波地区に所在する農地所有者から届出がありました。

厚南地区については、隣接する農地の宅地分譲に伴い境界に畦畔を設置するものであり、西岐波地区については、農業用倉庫を設置するものであり、いずれも転用目的が200㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。

次に、報告第2号、議案書は16ページから18ページです。

市内に事業所を有する農地所有適格法人1社から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。

これら報告事項であり了解いただきたいと存じます。

事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡し、令和5年度総会日程案について説明)

議 長： 日程案について、御意見はありますか。

(意見なし)

議 長： それでは、来年度はこの日程で行いたいと思います。  
これで、すべての議事、報告が終わりました。  
これを持ちまして、1月定例総会を閉会します。

(10:17 終了)